

令和5年12月定例会議

議 案

相模原市

目 次

議案第 1 1 9 号	相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について-----	1
議案第 1 2 0 号	相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について-----	3
議案第 1 2 1 号	相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について-----	3 9
議案第 1 2 2 号	相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について-----	4 2
議案第 1 2 3 号	相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について-----	4 4
議案第 1 2 4 号	相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について-----	4 6
議案第 1 2 5 号	個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について-----	4 8
議案第 1 2 6 号	相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例について-----	5 4
議案第 1 2 7 号	相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について-----	5 8
議案第 1 2 8 号	相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について-----	6 2
議案第 1 2 9 号	相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について-----	6 7
議案第 1 3 0 号	相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について-----	7 4

議案第 1 3 1 号	相模原市手数料条例の一部を改正する条例について-----	7 7
議案第 1 3 2 号	工事請負契約の変更について(都市計画道路宮上横山線道路改良工事(橋梁上部工))-----	7 9
議案第 1 3 3 号	損害賠償額の決定について-----	8 2
議案第 1 3 4 号	字の区域の変更について-----	8 5
議案第 1 3 5 号	指定管理者の指定について(相模原市立市民健康文化センター)-----	8 9
議案第 1 3 6 号	指定管理者の指定について(相模原市立北市民健康文化センター)-----	9 6
議案第 1 3 7 号	指定管理者の指定について(相模原市立男女共同参画推進センター)-----	1 0 2
議案第 1 3 8 号	指定管理者の指定について(淵野辺公園アイススケート場他 2 施設)-----	1 0 6
議案第 1 3 9 号	指定管理者の指定について(相模原市立総合体育館他 2 施設)-----	1 1 3
議案第 1 4 0 号	指定管理者の指定について(相模原市立総合水泳場)-----	1 2 0
議案第 1 4 1 号	指定管理者の指定について(相模原市民会館)-----	1 2 7
議案第 1 4 2 号	指定管理者の指定について(相模原市文化会館及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ)-----	1 3 5
議案第 1 4 3 号	指定管理者の指定について(杜 <sup>もり</sup> のホールはしもと及び相模原市立城山文化ホール)-----	1 4 0
議案第 1 4 4 号	指定管理者の指定について(相模原市立あじさい会館他 2 施設)-----	1 4 5

議案第 1 4 5 号	指定管理者の指定について(相模原市立障害者支援センター松が丘園及び相模原市立けやき体育館) -----	1 5 3
議案第 1 4 6 号	指定管理者の指定について(相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立相模の大風センター) -----	1 5 8
議案第 1 4 7 号	指定管理者の指定について(相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンター) -----	1 6 4
議案第 1 4 8 号	指定管理者の指定について(相模原市立津久井障害者地域活動支援センター) -----	1 6 9
議案第 1 4 9 号	指定管理者の指定について(相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター) -----	1 7 3
議案第 1 5 0 号	指定管理者の指定について(相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター) -----	1 7 7
議案第 1 5 1 号	指定管理者の指定について(相模原市立勤労者総合福祉センター) -----	1 8 2
議案第 1 5 2 号	指定管理者の指定について(相模原市立産業会館) -----	1 8 8
議案第 1 5 3 号	指定管理者の指定について(相模原市立鳥居原ふれあいの館) -----	1 9 2
議案第 1 5 4 号	指定管理者の指定について(相模原市立相模川ふれあい科学館) -----	1 9 6
議案第 1 5 5 号	指定管理者の指定について(横山公園及び道保川公園) -----	2 0 1
議案第 1 5 6 号	指定管理者の指定について(相模原麻溝公園(競技場、第 2 競技場、動物広場、スポーツ広場及びグラウンドを除く。)他 2 施設) -----	2 0 8

議案第 1 5 7 号	指定管理者の指定について(相模原麻溝公園動物広場) -----	2 1 5
議案第 1 5 8 号	指定管理者の指定について(淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)他 4 施設) -----	2 2 0
議案第 1 5 9 号	指定管理者の指定について(相模原スポーツ・レクリエーションパーク他 2 施設) -----	2 2 7
議案第 1 6 0 号	指定管理者の指定について(峰山霊園及び柴胡が原霊園) -----	2 3 5
議案第 1 6 1 号	指定管理者の指定について(相模原市市営住宅) -----	2 4 0
議案第 1 6 2 号	指定管理者の指定について(相模原市立緑の休暇村センター他 2 施設) -----	2 4 6
議案第 1 6 3 号	指定管理者の指定について(相模原市立藤野やまなみ温泉) -----	2 5 1
議案第 1 6 4 号	当せん金付証票の発売限度額について -----	2 5 7

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について  
相模原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例  
相模原市職員定数条例(昭和 2 4 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように  
改正する。

第 2 条第 1 項の表市長の事務部局の職員の項中「3, 3 9 0 人」を「3, 4 0 9  
人」に改め、同表消防職員の項中「7 3 2 人」を「7 3 9 人」に改め、同表教育委  
員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員の項中「3, 2 5 9 人」を  
「3, 2 3 3 人」に、「3, 6 3 6 人」を「3, 6 1 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新たな行政課題に的確に対応し、及び効果的な行政運営を推進するため、職員  
の定数に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市職員定数条例の改正の概要

1 改正の内容

職員の定数に係る規定の改正(第2条関係)

部局別職員定数

部局別		定数		
		現行	増減人数	改正後
議会の事務局の職員		人 23	人 0	人 23
市長の事務部局の職員		3,390	19	3,409
選挙管理委員会の事務局の職員		10	0	10
監査委員の事務局の職員		15	0	15
消防職員		732	7	739
人事委員会の事務局の職員		10	0	10
農業委員会の事務局の職員		14	0	14
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	事務局及び学校以外の教育機関等の職員	377	0	377
	学校の職員	3,259	△26	3,233
	小計	3,636	△26	3,610
合計		7,830	0	7,830

2 施行期日

令和6年4月1日

議案第119号参考資料

令和6年4月1日の職員定数の主な増減内容

部局別	増減 人数	主な内容
市長の事務部局の職員	人 19	
新規事務・事業に関するもの	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市制施行70周年記念事業への対応(1)</li> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の改正に伴う対応(2)</li> </ul>
経常事務・事業に関するもの	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯の増加への対応(3)</li> <li>・一時保護所の定員の増加への対応(5)</li> <li>・新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく体制の強化(3)</li> <li>・麻溝台・新磯野地区整備推進事業の推進(5)</li> </ul>
消防職員	人 7	
経常事務・事業に関するもの	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急体制の強化(7)</li> </ul>
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関等の職員	人 △26	
事務事業の見直し等	△26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理業務の民間委託の拡大に伴う技能職退職者に対する不補充(△19)</li> <li>・幼稚園の廃止(△7)</li> </ul>

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
 相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「251,200円」を「251,700円」に改める。

第14条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100)」を「100分の105)」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100)」を「100分の105」に、「100分の57.5)」を「100分の60」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円

1	157,100	202,400	233,800	264,200	288,900	319,400	363,400	408,900	458,700
2	158,200	204,000	235,200	266,000	291,100	321,600	366,000	411,200	461,800
3	159,400	205,500	236,500	267,700	293,400	323,900	368,400	413,700	464,800
4	160,500	207,000	237,800	269,600	295,500	326,100	371,000	416,100	467,800
5	161,600	208,500	239,100	271,200	297,400	328,300	373,100	418,000	470,800
6	162,700	210,000	240,600	273,000	299,700	330,300	375,600	420,200	473,800
7	163,800	211,600	241,900	275,000	302,000	332,500	378,000	422,300	476,800
8	164,900	213,200	243,200	276,900	304,200	334,700	380,500	424,400	479,900
9	166,000	214,500	244,600	278,900	306,300	336,700	383,000	426,400	482,600
10	167,400	216,000	246,000	280,800	308,600	338,900	385,700	428,500	485,700
11	168,700	217,600	247,400	282,800	310,800	341,000	388,300	430,600	488,700
12	170,000	219,300	248,700	284,800	313,100	343,200	391,000	432,600	491,800
13	171,100	220,400	250,000	286,500	315,200	345,100	393,300	434,300	494,500
14	172,500	221,900	251,200	288,600	317,300	347,100	395,500	436,100	496,800
15	173,900	223,400	252,500	290,600	319,500	349,100	397,700	438,100	499,100
16	175,400	224,800	253,700	292,600	321,600	351,100	400,100	440,100	501,400
17	176,400	226,200	255,100	294,600	323,600	353,000	401,900	441,900	503,500
18	177,600	227,600	256,700	296,600	325,600	355,000	403,800	443,700	504,900
19	178,700	229,000	258,300	298,700	327,700	356,900	405,700	445,500	506,400
20	179,900	230,200	259,900	300,700	329,700	358,800	407,400	447,200	507,800
21	181,000	231,500	261,300	302,700	331,600	360,800	409,300	449,000	509,000
22	183,500	232,900	263,000	304,800	333,700	362,700	411,100	450,500	510,400
23	185,900	234,300	264,700	306,800	335,600	364,700	412,900	451,900	511,900
24	188,300	235,500	266,300	308,900	337,700	366,600	414,700	453,400	513,400
25	190,600	236,800	268,200	310,600	339,300	368,500	416,500	454,800	514,500
26	192,000	238,100	270,000	312,700	341,200	370,300	418,000	456,100	515,600
27	193,400	239,400	271,700	314,800	343,200	372,300	419,500	457,400	516,800
28	194,800	240,500	273,500	316,800	345,100	374,300	421,100	458,600	518,000
29	196,100	241,400	274,900	318,700	346,800	375,800	422,600	459,600	519,000
30	197,700	242,300	276,800	320,700	348,700	377,500	423,900	460,300	519,900
31	199,300	243,300	278,700	322,700	350,600	379,300	425,200	461,100	520,800

定年前再任用短時間	32	200,900	244,300	280,400	324,800	352,400	380,800	426,400	461,800	521,700
	33	202,300	245,500	282,100	326,300	354,200	382,600	427,600	462,500	522,500
	34	203,700	246,600	284,000	328,300	355,900	384,000	428,900	463,300	523,400
	35	204,900	247,700	285,800	330,300	357,700	385,500	430,200	464,000	524,100
	36	206,100	248,800	287,700	332,400	359,400	387,000	431,400	464,600	524,600
	37	207,300	249,500	289,300	334,300	360,800	388,400	432,600	465,100	525,300
	38	208,300	250,800	291,000	336,200	362,000	389,600	433,400	465,700	525,900
	39	209,400	252,200	292,800	338,200	363,400	390,800	434,200	466,300	526,700
	40	210,500	253,600	294,600	340,100	364,700	391,900	435,000	466,900	527,300
	41	211,500	254,900	296,200	341,900	366,000	392,900	435,600	467,400	527,800
	42	212,500	256,200	297,900	343,700	366,900	394,100	436,300	467,900	
	43	213,600	257,500	299,500	345,500	368,000	395,300	437,000	468,300	
	44	214,800	258,800	301,100	347,400	369,000	396,400	437,700	468,600	
	45	215,700	259,700	302,800	348,900	369,800	397,100	438,500	468,900	
	46	216,700	261,000	304,500	350,200	370,700	397,800	439,300		
	47	217,800	262,400	306,100	351,700	371,600	398,500	439,700		
	48	218,700	263,700	307,800	353,100	372,500	399,200	440,400		
	49	219,500	265,000	308,900	354,700	373,300	399,800	440,900		
	50	220,300	266,100	310,400	355,500	374,100	400,400	441,300		
	51	221,100	267,400	312,000	356,700	374,900	400,900	441,700		
	52	221,800	268,700	313,600	357,600	375,700	401,300	442,100		
	53	222,600	269,700	315,200	358,500	376,400	401,700	442,500		
	54	223,300	270,800	316,800	359,600	377,100	402,000	442,900		
	55	224,000	272,100	318,400	360,500	377,800	402,300	443,300		
	56	224,600	273,400	319,900	361,600	378,500	402,600	443,600		
	57	225,200	274,400	321,300	362,400	379,000	402,900	443,900		
	58	225,900	275,400	322,400	363,100	379,600	403,200	444,300		
	59	226,600	276,400	323,600	363,800	380,200	403,500	444,600		
	60	227,300	277,500	324,800	364,500	380,900	403,800	444,900		
	61	227,600	278,700	325,500	364,900	381,300	404,100	445,200		
	62	228,300	279,700	326,300	365,500	382,000	404,400			

勤務職員以外の職員	63	229,100	280,600	327,100	366,200	382,600	404,700
	64	229,800	281,600	327,800	366,900	383,200	405,000
	65	230,400	282,300	328,700	367,200	383,600	405,300
	66	231,100	283,200	329,100	367,900	384,200	405,600
	67	231,900	284,000	329,800	368,600	384,800	405,900
	68	232,800	284,900	330,500	369,300	385,400	406,200
	69	233,300	285,900	331,300	369,600	385,800	406,400
	70	233,900	286,700	332,000	370,200	386,300	406,700
	71	234,500	287,500	332,700	370,900	386,800	407,000
	72	235,200	288,300	333,400	371,500	387,400	407,300
	73	235,900	289,000	333,800	371,800	387,900	407,500
	74	236,500	289,400	334,400	372,400	388,500	407,800
	75	237,100	289,800	334,900	373,100	389,100	408,100
	76	237,700	290,300	335,500	373,700	389,700	408,300
	77	238,100	290,500	335,800	374,100	390,200	408,500
	78	238,900	290,700	336,300	374,600	390,600	408,700
	79	239,700	290,900	336,700	375,200	391,000	408,900
	80	240,400	291,200	337,200	375,700	391,400	409,000
	81	241,100	291,400	337,600	376,200	391,700	409,100
	82	241,800	291,600	338,100	376,800	392,000	409,300
	83	242,500	292,000	338,600	377,300	392,300	409,500
	84	243,200	292,200	339,100	377,600	392,500	409,600
	85	243,800	292,500	339,400	378,000	392,700	409,700
	86	244,500	292,800	339,800	378,500	392,900	
	87	245,200	293,100	340,300	378,900	393,100	
	88	245,900	293,500	340,700	379,300	393,200	
	89	246,500	293,700	341,000	379,700	393,400	
	90	247,000	294,100	341,400	380,200	393,600	
	91	247,400	294,400	341,900	380,600	393,800	
	92	247,900	294,800	342,300	381,000	393,900	
	93	248,200	295,000	342,500	381,300	394,100	

94	295,200	342,900					
95	295,500	343,400					
96	295,900	343,800					
97	296,100	344,000					
98	296,400	344,400					
99	296,800	344,800					
100	297,200	345,100					
101	297,400	345,400					
102	297,700	345,800					
103	298,100	346,200					
104	298,400	346,600					
105	298,600	347,100					
106	298,900	347,500					
107	299,300	347,900					
108	299,600	348,300					
109	299,800	348,800					
110	300,200	349,200					
111	300,600	349,500					
112	300,900	349,800					
113	301,100	350,300					
114	301,300						
115	301,600						
116	302,000						
117	302,200						
118	302,400						
119	302,700						
120	303,000						
121	303,400						
122	303,600						
123	303,900						
124	304,200						

	125		304,500							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,500	215,500	255,500	274,900	290,000	315,400	357,100	390,200	441,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

行政職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	142,500	188,700	206,600	249,700	278,800
	2	143,400	190,100	207,800	250,800	280,700
	3	144,300	191,400	209,000	251,800	282,500
	4	145,200	192,800	210,100	252,900	284,300
	5	146,100	193,900	211,300	253,800	286,100
	6	147,000	195,300	212,500	255,000	287,900
	7	147,900	196,600	213,600	256,200	289,600
	8	148,900	197,600	214,900	257,400	291,400
	9	149,600	198,700	216,300	258,400	293,100
	10	150,600	199,800	217,700	259,500	294,900
	11	151,500	200,900	219,100	260,600	296,600
	12	152,600	202,000	220,300	261,900	298,400
	13	153,300	203,000	221,300	262,800	299,900
	14	154,300	203,700	222,700	264,000	301,600
	15	155,300	204,500	224,000	265,100	303,200
	16	156,200	205,500	225,000	266,200	304,700
	17	157,300	206,300	226,000	267,200	306,300
	18	158,400	207,200	226,700	268,400	307,900
	19	159,600	208,000	227,300	269,500	309,600

20	160,800	208,700	228,100	270,400	311,200
21	161,800	209,300	228,900	271,400	312,500
22	162,900	210,200	230,200	272,500	313,900
23	164,000	211,100	231,400	273,600	315,300
24	165,100	211,800	232,300	274,700	316,800
25	166,100	212,400	233,500	275,600	318,100
26	167,300	213,100	234,600	276,700	319,600
27	168,400	213,500	235,800	277,800	321,100
28	169,700	214,100	237,000	278,900	322,500
29	170,700	214,800	238,000	279,900	324,100
30	171,900	215,800	239,100	281,000	325,300
31	173,100	216,700	240,400	282,000	326,600
32	174,400	217,300	241,500	283,000	327,800
33	175,500	217,600	242,600	283,900	328,900
34	177,200	218,700	243,800	284,900	329,600
35	178,800	219,700	245,100	286,000	330,700
36	180,300	220,800	246,300	287,100	331,800
37	181,800	221,500	247,600	287,800	332,900
38	183,400	222,400	248,800	288,700	333,900
39	184,900	223,500	250,200	289,500	334,900
40	186,500	224,200	251,600	290,400	335,900
41	187,900	225,200	252,700	291,300	336,900
42	189,200	226,200	254,000	292,300	337,900
43	190,500	227,200	255,200	293,300	338,900
44	191,500	228,400	256,500	294,200	339,900
45	192,800	229,400	257,300	294,800	340,800
46	194,100	230,600	258,400	295,700	341,800
47	195,300	231,600	259,600	296,600	342,800
48	196,600	232,700	260,800	297,500	343,800
49	197,800	233,700	262,000	298,200	344,700
50	198,700	234,900	263,200	298,700	345,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	51	199,500	236,100	264,400	299,400	346,500
	52	200,700	237,200	265,400	300,200	347,300
	53	201,500	238,200	266,400	300,800	348,100
	54	202,400	239,200	267,500	301,500	348,900
	55	203,300	240,200	268,700	302,200	349,700
	56	204,100	241,200	269,900	302,900	350,400
	57	204,800	242,200	270,900	303,600	351,100
	58	205,600	243,200	271,900	304,300	351,900
	59	206,500	244,200	273,000	305,100	352,700
	60	207,300	245,100	274,000	305,800	353,400
	61	208,000	246,000	275,000	306,400	354,100
	62	208,700	246,900	276,100	307,100	354,800
	63	209,300	247,800	277,100	307,800	355,500
	64	209,900	248,700	278,200	308,500	356,200
	65	210,200	249,600	279,100	309,000	356,800
	66	210,800	250,400	279,900	309,500	357,300
	67	211,400	251,200	280,700	310,100	357,800
	68	211,900	251,900	281,500	310,700	358,300
	69	212,000	252,600	282,300	311,300	358,700
	70	212,300	253,200	283,100	311,700	359,000
	71	212,500	253,700	283,900	312,200	359,300
	72	212,900	254,200	284,600	312,700	359,600
	73	213,200	254,500	285,400	313,000	359,800
	74	213,600	254,900	286,100	313,500	
	75	214,100	255,400	286,900	314,000	
	76	214,600	255,900	287,700	314,400	
	77	214,700	256,400	288,300	314,600	
	78	215,200	256,800	288,700	314,900	
	79	215,800	257,300	289,200	315,200	
	80	216,400	257,800	289,600	315,500	
	81	217,000	258,100	290,000	315,800	

82	217,500	258,400	290,300	316,100
83	218,100	258,700	290,800	316,400
84	218,800	259,000	291,300	316,700
85	219,400	259,200	291,700	316,900
86	220,100	259,300	292,300	317,300
87	220,700	259,600	292,900	317,600
88	221,400	259,900	293,500	317,800
89	221,600	260,100	293,800	318,000
90	222,200	260,200	294,300	318,300
91	222,800	260,600	294,800	318,600
92	223,400	260,800	295,200	318,900
93	223,800	261,100	295,600	319,100
94	224,300	261,500	296,100	319,300
95	224,800	261,800	296,600	319,500
96	225,300	262,100	297,100	319,700
97	225,800	262,300	297,400	319,900
98	226,300	262,600	297,800	320,100
99	226,800	262,800	298,300	320,300
100	227,300	263,100	298,800	320,500
101	227,900	263,400	299,200	320,700
102	228,400	263,600	299,600	320,800
103	229,000	263,900	299,900	320,900
104	229,600	264,200	300,200	321,000
105	229,900	264,400	300,500	321,100
106	230,400	264,600	300,900	321,200
107	230,900	264,900	301,300	321,300
108	231,300	265,100	301,700	321,400
109	231,500	265,400	302,000	321,500
110	231,900	265,700	302,400	321,600
111	232,400	266,000	302,800	321,700
112	232,900	266,200	303,100	321,800

113	233,200	266,400	303,300	321,900	
114	233,700	266,700	303,600	322,000	
115	234,200	266,900	303,900	322,100	
116	234,700	267,100	304,100		
117	235,000	267,400	304,300		
118	235,400	267,700	304,600		
119	235,800	268,000	304,900		
120	236,200	268,300	305,100		
121	236,600	268,500	305,300		
122		268,700	305,600		
123		269,000	305,900		
124		269,300	306,100		
125		269,500	306,300		
126		269,700	306,600		
127		270,000	306,900		
128		270,300	307,100		
129		270,500	307,300		
130		270,700	307,600		
131		271,000	307,900		
132		271,300	308,100		
133		271,500	308,300		
134		271,700			
135		272,000			
136		272,300			
137		272,500			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	194,400	205,000	223,500	245,300	275,000

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3(第3条関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	178,400	193,700	217,400	247,700	291,200	317,700	345,900	380,500
	2	180,100	195,400	219,100	249,300	293,300	320,000	348,200	382,700
	3	181,800	197,100	220,800	250,700	295,500	322,200	350,500	384,900
	4	183,500	198,800	222,500	252,500	297,600	324,500	352,800	387,100
	5	185,000	200,400	224,300	254,200	299,300	326,800	354,800	389,200
	6	186,900	202,400	226,100	255,900	301,500	329,000	357,000	391,300
	7	188,700	204,300	227,900	257,400	303,800	331,300	359,200	393,400
	8	190,600	206,300	229,700	259,000	306,100	333,600	361,400	395,400
	9	192,100	208,200	231,600	260,400	308,100	335,600	363,400	397,200
	10	193,700	210,600	233,300	262,100	310,300	337,800	365,600	399,300
	11	195,300	212,900	234,800	263,600	312,600	340,100	367,700	401,400
	12	196,900	215,200	236,300	265,100	314,800	342,300	369,900	403,500
	13	198,500	217,200	238,100	266,500	316,700	344,400	372,100	405,200
	14	200,300	218,700	239,700	267,900	319,000	346,500	374,300	407,100
	15	202,000	220,200	241,400	269,100	321,300	348,700	376,500	409,200
	16	203,800	221,700	243,100	270,300	323,600	350,900	378,700	411,300
	17	205,700	223,400	244,200	271,300	325,600	352,900	380,200	413,100
	18	207,900	225,100	245,700	273,000	327,900	355,000	382,200	414,800
	19	210,100	226,800	247,100	274,500	330,000	356,900	384,200	416,300
	20	212,300	228,500	248,800	276,000	332,300	359,000	386,200	417,900
	21	214,400	230,000	250,200	277,300	334,400	361,300	387,900	419,400
	22	215,900	231,700	251,400	278,900	336,400	363,200	390,000	420,900
	23	217,400	233,200	252,700	280,400	338,500	365,400	392,100	422,500
	24	218,900	234,700	253,800	282,000	340,500	367,400	394,200	424,000
	25	220,600	236,300	254,800	283,600	342,500	369,200	395,800	425,000
	26	222,200	237,700	255,700	285,600	344,500	371,300	397,800	426,400

27	223, 800	239, 200	256, 700	287, 400	346, 600	373, 200	399, 700	428, 100
28	225, 400	240, 700	257, 800	289, 400	348, 700	375, 200	401, 800	429, 700
29	227, 100	241, 900	258, 800	291, 300	350, 800	377, 300	403, 300	430, 900
30	228, 800	243, 400	259, 600	292, 900	352, 900	379, 400	405, 000	432, 600
31	230, 300	245, 000	260, 500	294, 800	354, 800	381, 400	406, 600	434, 300
32	231, 800	246, 700	261, 400	296, 700	356, 900	383, 400	408, 100	435, 900
33	233, 400	247, 800	262, 000	298, 500	358, 700	385, 100	410, 000	437, 400
34	234, 800	249, 000	262, 900	300, 200	360, 600	387, 000	411, 400	439, 100
35	236, 300	250, 100	263, 900	302, 000	362, 600	389, 200	412, 900	440, 700
36	237, 800	251, 200	264, 800	303, 900	364, 600	391, 300	414, 400	442, 400
37	239, 100	252, 200	265, 600	305, 500	366, 500	392, 600	415, 600	443, 700
38	240, 600	253, 200	266, 400	307, 400	368, 600	394, 000	417, 000	444, 400
39	242, 200	254, 200	267, 300	309, 200	370, 600	395, 500	418, 400	445, 100
40	243, 900	254, 900	268, 100	311, 100	372, 600	396, 700	419, 900	445, 700
41	245, 200	256, 000	269, 200	313, 000	374, 600	398, 300	421, 400	446, 200
42	246, 400	256, 900	270, 600	314, 800	376, 600	399, 200	422, 700	446, 800
43	247, 700	257, 900	271, 800	316, 700	378, 600	400, 200	424, 000	447, 500
44	248, 800	258, 700	273, 000	318, 500	380, 600	401, 200	425, 200	448, 100
45	249, 900	259, 700	274, 100	320, 400	381, 900	402, 200	426, 300	448, 800
46	250, 900	260, 700	275, 500	322, 300	383, 500	403, 400	427, 100	449, 500
47	251, 900	261, 600	277, 100	324, 100	385, 200	404, 600	427, 900	450, 100
48	252, 800	262, 400	278, 600	326, 000	386, 800	405, 700	428, 700	450, 600
49	253, 500	263, 000	280, 300	327, 500	388, 400	406, 800	429, 300	451, 000
50	254, 600	264, 000	281, 900	329, 100	389, 300	407, 600	430, 000	451, 600
51	255, 800	265, 100	283, 400	330, 800	390, 400	408, 400	430, 800	452, 100
52	256, 900	266, 100	285, 100	332, 300	391, 400	409, 100	431, 500	452, 600
53	257, 800	267, 200	286, 300	334, 000	392, 500	409, 500	432, 000	453, 000
54	259, 000	268, 400	288, 100	335, 700	393, 700	410, 200	432, 600	453, 500
55	260, 200	269, 600	289, 900	337, 500	394, 900	410, 900	433, 300	453, 800
56	261, 400	270, 800	291, 600	339, 300	396, 100	411, 500	433, 900	454, 000
57	262, 000	271, 900	293, 200	340, 500	397, 200	412, 100	434, 500	454, 200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	58	263,000	273,000	295,000	342,200	398,000	412,600	435,200	454,400
	59	264,100	274,300	296,700	343,800	398,800	413,000	435,600	454,600
	60	265,100	275,800	298,500	345,500	399,600	413,300	436,200	454,800
	61	266,200	277,400	300,100	347,200	400,100	413,500	436,800	455,000
	62	267,400	278,900	301,800	348,800	400,800	413,700	437,000	
	63	268,600	280,400	303,500	350,500	401,500	413,900	437,200	
	64	269,800	282,000	305,300	352,100	402,200	414,100	437,400	
	65	270,900	283,200	306,700	353,700	402,500	414,300	438,000	
	66	272,000	284,600	308,300	355,200	403,100	414,500	438,200	
	67	273,300	286,100	310,000	356,700	403,600	414,700	438,400	
	68	274,600	287,600	311,600	358,400	404,300	414,900	438,600	
	69	275,600	289,200	313,300	359,400	404,700	415,100	438,800	
	70	276,900	290,700	314,800	360,600	405,300	415,300	439,000	
	71	278,200	292,300	316,200	361,900	405,800	415,500	439,200	
	72	279,600	293,900	317,700	363,200	406,300	415,700	439,400	
	73	280,800	295,300	318,700	364,600	406,800	416,000	439,600	
	74	282,200	296,600	320,300	365,700	407,300	416,300	439,900	
	75	283,600	298,000	321,900	367,200	407,800	416,500	440,200	
	76	285,000	299,500	323,600	368,400	408,300	416,700	440,400	
	77	286,200	300,700	325,400	369,700	408,800	417,100	440,600	
	78	287,400	302,000	327,100	370,900	409,200	417,300	440,800	
	79	288,600	303,500	328,800	372,000	409,800	417,500	441,000	
	80	289,800	305,000	330,400	373,200	410,200	417,700	441,100	
	81	291,000	306,500	331,900	374,400	410,800	418,000	441,200	
	82	292,300	307,900	333,500	375,600	411,400	418,200	441,400	
	83	293,600	309,100	335,200	376,800	411,900	418,400	441,600	
	84	294,900	310,500	336,900	378,000	412,500	418,600	441,700	
	85	296,000	311,800	338,200	379,100	413,100	418,800	441,800	
	86	297,200	313,300	339,600	379,600	413,400	419,000		
	87	298,400	314,600	341,100	380,200	413,700	419,200		
	88	299,600	316,100	342,400	380,800	414,000	419,300		

89	300,700	317,600	343,900	381,300	414,300	419,400
90	301,900	319,100	344,900	381,900	414,500	419,600
91	303,100	320,500	346,300	382,500	414,700	419,800
92	304,300	322,000	347,700	383,100	414,900	419,900
93	305,200	323,200	349,100	383,400	415,100	420,000
94	306,500	324,500	350,600	383,900		
95	307,700	325,800	352,100	384,500		
96	309,000	327,200	353,600	385,000		
97	310,000	328,200	354,800	385,300		
98	311,200	329,500	356,000	385,800		
99	312,300	330,700	357,100	386,400		
100	313,500	332,000	358,300	386,900		
101	314,500	333,300	359,400	387,300		
102	315,500	334,400	360,500	387,800		
103	316,600	335,700	361,500	388,400		
104	317,700	336,700	362,700	388,900		
105	318,600	337,900	363,800	389,200		
106	319,200	338,900	364,400	389,700		
107	319,900	339,800	365,000	390,100		
108	320,500	340,900	365,600	390,300		
109	321,100	342,000	366,100	390,500		
110	321,800	343,000	366,600	390,800		
111	322,500	343,800	367,200	391,000		
112	323,100	344,800	367,700	391,300		
113	323,900	345,800	368,200	391,500		
114	324,700	346,600	368,700	391,800		
115	325,500	347,500	369,300	392,100		
116	326,300	348,500	369,800	392,400		
117	326,800	349,600	370,200	392,700		
118	327,600	350,100	370,700	393,000		
119	328,400	350,700	371,300	393,300		

120	329,200	351,300	371,800	393,600					
121	329,900	351,800	372,000	393,900					
122	330,400	352,200	372,500	394,200					
123	330,900	352,700	373,000	394,500					
124	331,400	353,100	373,400	394,800					
125	331,600	353,600	373,900	395,100					
126		354,000	374,400						
127		354,500	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,300	375,600						
130		355,800	376,100						
131		356,300	376,500						
132		356,700	377,000						
133		357,100	377,300						
134		357,500	377,800						
135		357,800	378,100						
136		358,300	378,400						
137		358,500	378,700						
138		358,800	379,100						
139		359,200	379,500						
140		359,700	380,000						
141		359,900	380,200						
142		360,300							
143		360,700							
144		361,100							
145		361,300							
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,000	252,800	253,100	288,300	304,900	318,900	342,700	377,600	

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300

57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	

	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「424,000」を「427,000」に改める。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	170,200	186,000	259,600	295,700	408,300
	2	171,700	188,100	261,900	298,100	409,800
	3	173,200	190,200	264,200	300,800	411,300
	4	174,700	192,400	266,200	303,000	412,700
	5	176,400	194,300	268,600	305,200	414,100
	6	178,300	196,500	270,800	307,300	415,500
	7	180,100	198,700	272,700	309,400	417,000
	8	181,900	200,900	274,600	311,500	418,600
	9	183,600	203,100	276,500	313,800	419,900
	10	185,700	205,900	278,500	316,200	421,300
	11	187,700	208,600	280,400	318,700	422,700
	12	189,700	211,300	282,100	321,400	424,000
	13	191,600	214,100	284,200	323,600	425,300
	14	193,800	215,700	286,000	325,400	426,700

15	196,000	217,200	287,700	327,300	428,100
16	198,200	218,700	289,400	329,500	429,500
17	200,400	220,400	290,900	331,600	430,700
18	203,000	221,900	293,000	333,700	432,000
19	205,500	223,400	295,100	335,900	433,200
20	208,000	224,800	297,300	338,000	434,500
21	210,400	226,400	299,300	339,900	435,600
22	212,000	228,200	301,600	342,000	436,800
23	213,500	229,800	303,700	344,200	438,100
24	215,000	231,400	306,200	346,300	439,400
25	216,400	233,000	308,300	348,300	440,700
26	217,900	234,700	310,500	350,200	441,900
27	219,400	236,500	312,900	352,200	442,900
28	220,800	238,300	315,100	354,200	444,000
29	222,100	240,000	317,300	356,100	445,300
30	223,700	242,400	319,400	357,900	446,400
31	225,100	244,900	321,400	359,600	447,600
32	226,500	247,500	323,600	361,500	448,700
33	228,000	249,900	325,500	363,000	449,900
34	229,500	252,400	327,600	364,700	450,800
35	231,100	254,800	329,800	366,400	451,700
36	232,700	257,100	331,800	368,200	452,400
37	234,100	259,300	333,900	370,100	453,200
38	235,600	261,500	336,000	371,600	454,000
39	237,200	263,700	338,200	373,100	454,800
40	238,900	265,600	340,400	374,700	455,600
41	240,400	268,000	342,300	375,900	456,500
42	241,800	270,100	344,500	377,300	457,300
43	243,200	272,000	346,600	378,700	458,100
44	244,400	273,800	348,800	380,200	458,900
45	245,700	275,800	350,600	381,700	459,800

46	246,800	277,700	352,500	383,300	460,600
47	247,800	279,700	354,600	384,900	461,400
48	248,600	281,400	356,600	386,400	462,200
49	249,800	283,200	358,300	387,700	463,100
50	251,000	284,900	360,200	389,100	463,900
51	251,900	286,600	362,000	390,600	464,700
52	253,000	288,300	363,900	392,000	465,500
53	254,000	290,000	365,800	393,200	466,400
54	254,900	292,200	367,500	394,400	467,200
55	256,100	294,300	369,200	395,500	468,000
56	256,900	296,600	370,800	396,500	468,800
57	257,700	298,400	372,300	397,900	469,700
58	258,500	300,700	373,800	399,100	
59	259,400	302,900	375,300	400,300	
60	260,300	305,500	376,700	401,500	
61	261,500	307,800	377,700	402,700	
62	262,600	310,100	379,000	403,700	
63	263,800	312,500	380,400	405,100	
64	264,800	314,800	381,700	406,400	
65	265,800	316,800	383,000	407,500	
66	267,100	319,000	384,200	408,600	
67	268,500	321,100	385,400	409,800	
68	270,100	323,300	386,600	410,900	
69	271,500	325,500	387,900	411,900	
70	272,800	327,600	389,000	412,900	
71	274,100	329,800	390,300	413,900	
72	275,500	331,800	391,400	414,900	
73	276,300	333,900	392,800	415,900	
74	277,700	336,000	393,800	416,600	
75	279,100	338,200	394,900	417,300	
76	280,300	340,400	395,900	418,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	77	281,700	342,100	396,700	418,700
	78	282,900	344,000	397,700	419,400
	79	284,100	345,900	398,800	420,100
	80	285,300	347,700	399,900	420,800
	81	286,400	349,500	400,600	421,600
	82	287,600	351,300	401,500	422,300
	83	288,800	352,900	402,400	423,000
	84	290,000	354,700	403,300	423,700
	85	291,100	356,000	404,100	424,300
	86	292,200	357,600	405,000	424,800
	87	293,300	359,100	405,800	425,400
	88	294,500	360,600	406,600	426,100
	89	295,700	362,000	407,200	426,800
	90	296,800	363,300	407,900	427,400
	91	298,000	364,700	408,600	428,100
	92	299,200	366,100	409,300	428,600
	93	299,900	367,500	409,900	429,000
	94	300,900	368,700	410,700	429,600
	95	302,000	370,000	411,400	430,200
	96	303,200	371,200	412,200	430,800
	97	304,200	372,200	412,900	431,200
	98	305,300	373,100	413,700	431,800
	99	306,300	374,100	414,500	432,400
	100	307,400	375,000	415,300	433,000
	101	308,200	375,900	415,900	433,400
	102	309,200	376,900	416,600	434,000
	103	310,300	377,900	417,300	434,600
104	311,300	378,800	418,000	435,200	
105	311,900	379,600	418,800	435,600	
106	312,700	380,500	419,500	436,200	
107	313,500	381,400	420,200	436,800	

108	314,200	382,400	421,000	437,400
109	315,100	383,100	421,600	437,800
110	315,500	384,100	422,100	438,400
111	315,900	385,100	422,600	439,000
112	316,300	386,100	423,200	439,600
113	316,900	386,700	423,700	440,000
114	317,300	387,600	424,200	440,600
115	317,800	388,500	424,700	441,200
116	318,300	389,400	425,200	441,800
117	318,800	390,200	425,800	442,200
118	319,300	390,900	426,300	442,800
119	319,700	391,700	426,800	443,400
120	320,200	392,500	427,300	444,000
121	320,700	393,100	427,900	444,400
122	321,100	393,900	428,400	
123	321,600	394,600	428,900	
124	322,100	395,300	429,400	
125	322,700	395,900	430,000	
126	323,000	396,600	430,500	
127	323,300	397,100	431,000	
128	323,600	397,700	431,500	
129	323,800	398,400	432,100	
130	324,100	399,000	432,600	
131	324,400	399,500	433,100	
132	324,700	400,000	433,600	
133	324,900	400,300	434,200	
134	325,100	400,900	434,700	
135	325,300	401,500	435,200	
136	325,600	402,100	435,700	
137	325,900	402,600	436,300	
138	326,100	403,200		

139	326, 400	403, 800
140	326, 700	404, 400
141	326, 900	404, 800
142	327, 100	405, 400
143	327, 400	405, 900
144	327, 600	406, 500
145	327, 900	406, 900
146	328, 100	407, 500
147	328, 400	408, 000
148	328, 700	408, 600
149	328, 900	409, 000
150	329, 100	409, 500
151	329, 400	410, 000
152	329, 700	410, 500
153	329, 900	411, 100
154	330, 200	411, 600
155	330, 500	412, 100
156	330, 800	412, 600
157	330, 900	413, 200
158	331, 200	413, 700
159	331, 500	414, 200
160	331, 800	414, 700
161	331, 900	415, 300
162	332, 200	415, 800
163	332, 500	416, 300
164	332, 800	416, 800
165	332, 900	417, 400
166		417, 900
167		418, 400
168		418, 900
169		419, 500

	170		420,000			
	171		420,500			
	172		421,000			
	173		421,600			
	174		422,100			
	175		422,600			
	176		423,100			
	177		423,700			
	178		424,200			
	179		424,700			
	180		425,200			
	181		425,800			
	182		426,300			
	183		426,800			
	184		427,300			
	185		427,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,400	272,500	298,000	325,800	406,600

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,100	202,400	233,800	264,200	288,900
	2	158,200	204,000	235,200	266,000	291,100
	3	159,400	205,500	236,500	267,700	293,400
	4	160,500	207,000	237,800	269,600	295,500

5	161,600	208,500	239,100	271,200	297,400
6	162,700	210,000	240,600	273,000	299,700
7	163,800	211,600	241,900	275,000	302,000
8	164,900	213,200	243,200	276,900	304,200
9	166,000	214,500	244,600	278,900	306,300
10	167,400	216,000	246,000	280,800	308,600
11	168,700	217,600	247,400	282,800	310,800
12	170,000	219,300	248,700	284,800	313,100
13	171,100	220,400	250,000	286,500	315,200
14	172,500	221,900	251,200	288,600	317,300
15	173,900	223,400	252,500	290,600	319,500
16	175,400	224,800	253,700	292,600	321,600
17	176,400	226,200	255,100	294,600	323,600
18	177,600	227,600	256,700	296,600	325,600
19	178,700	229,000	258,300	298,700	327,700
20	179,900	230,200	259,900	300,700	329,700
21	181,000	231,500	261,300	302,700	331,600
22	183,500	232,900	263,000	304,800	333,700
23	185,900	234,300	264,700	306,800	335,600
24	188,300	235,500	266,300	308,900	337,700
25	190,600	236,800	268,200	310,600	339,300
26	192,000	238,100	270,000	312,700	341,200
27	193,400	239,400	271,700	314,800	343,200
28	194,800	240,500	273,500	316,800	345,100
29	196,100	241,400	274,900	318,700	346,800
30	197,700	242,300	276,800	320,700	348,700
31	199,300	243,300	278,700	322,700	350,600
32	200,900	244,300	280,400	324,800	352,400
33	202,300	245,500	282,100	326,300	354,200
34	203,700	246,600	284,000	328,300	355,900
35	204,900	247,700	285,800	330,300	357,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職	36	206,100	248,800	287,700	332,400	359,400
	37	207,300	249,500	289,300	334,300	360,800
	38	208,300	250,800	291,000	336,200	362,000
	39	209,400	252,200	292,800	338,200	363,400
	40	210,500	253,600	294,600	340,100	364,700
	41	211,500	254,900	296,200	341,900	366,000
	42	212,500	256,200	297,900	343,700	366,900
	43	213,600	257,500	299,500	345,500	368,000
	44	214,800	258,800	301,100	347,400	369,000
	45	215,700	259,700	302,800	348,900	369,800
	46	216,700	261,000	304,500	350,200	370,700
	47	217,800	262,400	306,100	351,700	371,600
	48	218,700	263,700	307,800	353,100	372,500
	49	219,500	265,000	308,900	354,700	373,300
	50	220,300	266,100	310,400	355,500	374,100
	51	221,100	267,400	312,000	356,700	374,900
	52	221,800	268,700	313,600	357,600	375,700
	53	222,600	269,700	315,200	358,500	376,400
	54	223,300	270,800	316,800	359,600	377,100
	55	224,000	272,100	318,400	360,500	377,800
	56	224,600	273,400	319,900	361,600	378,500
	57	225,200	274,400	321,300	362,400	379,000
	58	225,900	275,400	322,400	363,100	379,600
	59	226,600	276,400	323,600	363,800	380,200
	60	227,300	277,500	324,800	364,500	380,900
	61	227,600	278,700	325,500	364,900	381,300
	62	228,300	279,700	326,300	365,500	382,000
	63	229,100	280,600	327,100	366,200	382,600
	64	229,800	281,600	327,800	366,900	383,200
	65	230,400	282,300	328,700	367,200	383,600
	66	231,100	283,200	329,100	367,900	384,200

員	67	231,900	284,000	329,800	368,600	384,800
	68	232,800	284,900	330,500	369,300	385,400
	69	233,300	285,900	331,300	369,600	385,800
	70	233,900	286,700	332,000	370,200	386,300
	71	234,500	287,500	332,700	370,900	386,800
	72	235,200	288,300	333,400	371,500	387,400
	73	235,900	289,000	333,800	371,800	387,900
	74	236,500	289,400	334,400	372,400	388,500
	75	237,100	289,800	334,900	373,100	389,100
	76	237,700	290,300	335,500	373,700	389,700
	77	238,100	290,500	335,800	374,100	390,200
	78	238,900	290,700	336,300	374,600	390,600
	79	239,700	290,900	336,700	375,200	391,000
	80	240,400	291,200	337,200	375,700	391,400
	81	241,100	291,400	337,600	376,200	391,700
	82	241,800	291,600	338,100	376,800	392,000
	83	242,500	292,000	338,600	377,300	392,300
	84	243,200	292,200	339,100	377,600	392,500
	85	243,800	292,500	339,400	378,000	392,700
	86	244,500	292,800	339,800	378,500	392,900
	87	245,200	293,100	340,300	378,900	393,100
	88	245,900	293,500	340,700	379,300	393,200
	89	246,500	293,700	341,000	379,700	393,400
	90	247,000	294,100	341,400	380,200	393,600
	91	247,400	294,400	341,900	380,600	393,800
	92	247,900	294,800	342,300	381,000	393,900
	93	248,200	295,000	342,500	381,300	394,100
	94		295,200	342,900		
	95		295,500	343,400		
	96		295,900	343,800		
	97		296,100	344,000		

	98		296,400	344,400		
	99		296,800	344,800		
	100		297,200	345,100		
	101		297,400	345,400		
	102		297,700	345,800		
	103		298,100	346,200		
	104		298,400	346,600		
	105		298,600	347,100		
	106		298,900	347,500		
	107		299,300	347,900		
	108		299,600	348,300		
	109		299,800	348,800		
	110		300,200	349,200		
	111		300,600	349,500		
	112		300,900	349,800		
	113		301,100	350,300		
	114		301,300			
	115		301,600			
	116		302,000			
	117		302,200			
	118		302,400			
	119		302,700			
	120		303,000			
	121		303,400			
	122		303,600			
	123		303,900			
	124		304,200			
	125		304,500			
定年前再任用短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円

間勤 務職 員		188,500	215,500	255,500	274,900	290,000
---------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、小中学校等の事務職員に適用する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第6条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年相模原市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第4項中「253,500」を「255,500」に、「221,700」を「223,700」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例第14条の4及び第14条の7の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)、第3条の規定(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の改正規定を除く。)による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)、第5条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)及び第6条の規定による改正後の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(以下「改正後の整備条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の学校職員給与条例又は改正後の整備条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例又は第6条の規定による改正前の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の学校職員給与条例又は改正後の整備条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表(1) (別表第1)	307,551 円	310,790 円	3,239 円	1.05 %
行政職給料表(2) (別表第2)	306,688	309,000	2,312	0.75
消防職給料表 (別表第3)	317,653	321,120	3,467	1.09
医療職給料表 (別表第4)	492,667	494,533	1,866	0.38
全体	309,428	312,649	3,221	1.04

備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和5年4月1日現在の額
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.2	1.2	2.4	1.2	1.25	2.45
				1.225	1.225	2.45
特定幹部職員	1.0	1.0	2.0	1.0	1.05	2.05
				1.025	1.025	2.05

定年前再任用短時間 勤務職員 (一般職員)	0.675	0.675	1.35	0.675	0.7	1.375
				0.6875	0.6875	1.375
定年前再任用短時間 勤務職員 (特定幹部職員)	0.575	0.575	1.15	0.575	0.6	1.175
				0.5875	0.5875	1.175
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.2	1.2	2.4	1.2	1.25	2.45
				1.225	1.225	2.45
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.0	1.0	2.0	1.0	1.05	2.05
				1.025	1.025	2.05

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和5年度の支給割合、下段は令和6年度以降の支給割合

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.0	1.0	2.0	1.0	1.05	2.05
				1.025	1.025	2.05
特定幹部職員	1.2	1.2	2.4	1.2	1.25	2.45
				1.225	1.225	2.45
定年前再任用短時間 勤務職員 (一般職員)	0.475	0.475	0.95	0.475	0.5	0.975
				0.4875	0.4875	0.975
定年前再任用短時間 勤務職員 (特定幹部職員)	0.575	0.575	1.15	0.575	0.6	1.175
				0.5875	0.5875	1.175
任期付短時間勤務職員 (一般職員)	1.0	1.0	2.0	1.0	1.05	2.05
				1.025	1.025	2.05
任期付短時間勤務職員 (特定幹部職員)	1.2	1.2	2.4	1.2	1.25	2.45
				1.225	1.225	2.45

備考 改定後の各区分の欄の上段は令和5年度の支給割合、下段は令和6年

度以降の支給割合

エ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限額を251,200円から251,700円に改定するもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

ア 給料の改定

区分		現行	改定後
特定任期付職員	1号給	376,000円	380,000円
	2号給	424,000円	427,000円

イ 期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.65	1.65	3.3	1.65	1.75	3.4
				1.7	1.7	3.4

備考 改定後の欄の上段は令和5年度の支給割合、下段は令和6年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第5条関係)

給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
教育職給料表 (別表第1)	332,043円	335,290円	3,247円	0.98%
学校事務職給料表 (別表第2)	277,966	281,233	3,267	1.18
全体	330,029	333,277	3,248	0.98

備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、令和5年4月1日現在の額
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料については、表中の金額及び率には

含めていないが、同様の改定を行う。

**(4) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正(第6条関係)**

昭和34年4月1日以前に生まれた厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する特定警察職員等のうち、行政職給料表(1)の適用を受ける暫定再任用職員でその職務の級が3級のものの給料月額を221,700円から223,700円に改定するもの

**2 施行期日等**

令和5年12月1日。ただし、1(1)イ及びウ並びに(2)イのうち令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、令和6年4月1日から施行し、1(1)ア及びエ、(2)ア、(3)並びに(4)に係る規定は、令和5年4月1日から適用

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 中「、第 8 条の 2 及び第 1 4 条の 7」を「及び第 8 条の 2」に改める。

第 1 5 条の 3 第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当は、任用期間及び勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用短時間勤務職員に対して支給するものとし、その額は、他の職員との均衡を考慮して規則で定める額とする。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 2 8 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「及び第 1 3 条(勤勉手当に係る部分に限る。)」を削る。

第 1 7 条第 1 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第 2 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)による地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の改正に伴い、常勤の会計年度任用職員の給与に係る規定及び会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市学校職員の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 常勤の会計年度任用職員の給与に係る規定の改正

常勤の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとするもの

イ 会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に係る規定の改正

会計年度任用短時間勤務職員に対して勤勉手当を支給することとし、その支給対象者及び支給額は、規則で定めることとするもの

(2) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 常勤の会計年度任用職員の給与に係る規定の改正

常勤の会計年度任用職員として任用された学校職員に対し、勤勉手当を支給することとするもの

イ 会計年度任用短時間勤務職員の報酬等に係る規定の改正

会計年度任用短時間勤務職員として任用された学校職員に対して勤勉手当を支給することとし、その支給対象者及び支給額については、(1)イに係る規定を準用することとするもの

2 施行期日

令和6年4月1日

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和29年相模原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の162.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.625	1.625	3.25	1.625	1.725	3.35
				1.675	1.675	3.35

備考 改定後の欄の上段は令和 5 年度の支給割合、下段は令和 6 年度以降の支給割合

2 施行期日

令和 5 年 1 2 月 1 日。ただし、令和 6 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、令和 6 年 4 月 1 日

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について  
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例  
相模原市印鑑条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「当該」を「、当該」に改め、同条第 3 項中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第 6 条第 7 号及び第 1 3 条第 1 項第 5 号中「カタカナ表記」を「片仮名表記」に改める。

第 1 4 条第 2 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、「民間事業者が設置する」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 提案の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 3 7 号)による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)の改正を踏まえた印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市印鑑条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 印鑑登録証明書の交付申請に係る規定の改正(第14条関係)

印鑑の登録を受けている者であって利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを保有するものが、移動端末設備に記録された利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付の申請ができることとするもの

#### ※ 利用者証明用電子証明書

電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者が、地方公共団体情報システム機構が電子証明書を利用することができるとした者と同一の者であることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

### 2 施行期日

公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について  
相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例  
相模原市立ふれあい広場条例(昭和63年相模原市条例第4号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表に次のように加える。

相模原市立千木良ふれあい広場	相模原市緑区千木良983番1
----------------	----------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案の理由

相模原市立千木良ふれあい広場を設置いたしたく提案するものである。

## 案内図



### 相模原市立千木良ふれあい広場の概要

位 置	相模原市緑区千木良983番1
面 積	1,544.95㎡

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年相模原市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項及び特定非営利活動法人竹の子作業所の項中「平成31年1月1日から令和5年12月31日まで」を「令和6年1月1日から令和10年12月31日まで」に改め、同表特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の項中「平成30年1月1日から令和5年12月31日まで」を「令和6年1月1日から令和10年12月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に特定非営利活動法人相模原こもれび、特定非営利活動法人竹の子作業所及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項、特定非営利活動法人竹の子作業所の項及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の項の規定は、なおその効力を有する。

## 提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定を改正いたしたく提案するものである。

## 議案第125号関係資料(その1)

### 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正(別表関係)

特定非営利活動法人相模原こもれび、特定非営利活動法人竹の子作業所及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会の指定を更新し、これらの法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和6年1月1日から令和10年12月31日までとするもの

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和6年1月1日

##### (2) 経過措置

令和6年1月1日前に特定非営利活動法人相模原こもれび、特定非営利活動法人竹の子作業所及び特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第125号関係資料(その2)

特定非営利活動法人の概要

1 特定非営利活動法人相模原こもれび

代 表 者	平野 和夫
主たる事務所の所在地	相模原市中央区上矢部4丁目11番7号
設 立 年 月 日	平成18年11月20日
役 員 数 等	役員10名(理事8名、監事2名) 正会員(個人)55名
目 的	自然環境の保全管理に関する活動を行い、自然環境の保全を図るとともに、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 自然環境の保全を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 森づくりとその保全管理事業 (2) 子どもの健全育成に関する事業 (3) 自然環境保護に関する普及啓発事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 特定非営利活動法人竹の子作業所

代 表 者	齋藤 正二郎
主たる事務所の所在地	相模原市緑区中野1004番地3
設 立 年 月 日	平成20年3月12日
役 員 数 等	役員9名(理事8名、監事1名) 正会員(個人)25名
目 的	在宅障害者がより充実した地域生活を送ることができるよう支援し、地域福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業概要	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業</p> <p>(2) 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業</p>

### 3 特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会

代表者	並木 道義
主たる事務所の所在地	相模原市緑区下九沢 1 5 7 6 番地 1 1
設立年月日	平成 2 0 年 5 月 1 9 日
役員数等	<p>役員 1 4 名 (理事 1 3 名、監事 1 名)</p> <p>正会員 (個人) 1 5 8 名</p> <p>正会員 (団体) 1 0 団体</p>
目的	子どもたちに対し、共に平和な明るい未来を築くため、宇宙に対する好奇心を育む講習会や広報活動等を行い、子どもの健全育成と人類社会の進歩に貢献することを目的とする。
特定非営利活動の種類	<p>(1) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(3) 科学技術の振興を図る活動</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
事業概要	<p>特定非営利活動に係る事業</p> <p>(1) 講習会等による子どもと宇宙に関する普及啓発事業</p> <p>(2) 機関誌・出版物等による子どもと宇宙に関する広報事業</p> <p>(3) 関連諸団体との連携交流事業</p> <p>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

## 特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

### 1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和5年6月15日から同年7月31日まで受付を行った(申出数 3法人)。

### 2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和5年9月11日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日から同月29日までに開催された会議において審査が行われた。

#### (1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、税理士1名、中小企業診断士1名、弁護士1名) 計5名

#### (2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第9条第2項において準用する同条例第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和5年9月29日にその旨の答申がされた。

議案第125号参考資料

特定非営利活動法人の指定基準適合表

基準	名称等	更新		
		特定非営利活動法人 相模原こもれび	特定非営利活動法人 竹の子作業所	特定非営利活動法人 子ども・宇宙・未来 の会
		令和5年7月10日 申出	令和5年7月31日 申出	令和5年7月28日 申出
(1) 市内で活動する特定非営利活動法人であること。※1		適合	適合	適合
公益要	(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			
	ア 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、次に掲げる基準に適合すること。	適合	適合	適合
	(ア) 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合すること。	適合	適合	適合
	a 不特定かつ多数の市民の利益に資すること。	適合	適合	適合
	b 市の計画又は施策の方向性に沿うこと。	適合	適合	適合
	(イ) 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある者で、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	適合	適合	適合
	a 一定以上の寄附金を受け入れている実績があること。	—	—	—
	b 国等からの支援又は支持を受けている実績があること。	適合 (木もれびの森森づくりパートナーシップ協定)	適合 (市立津久井障害者地域活動支援センター指定管理業務)	適合 (宇宙教育活動に関する協定)
	c 地域団体等か			

件 ※2		らの支援又は支持を受けている実績があること。	—	—	—
		d 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動に係る事業を行っている特定非営利活動法人であって、当該連絡等の活動による支援を受けている一定数以上の団体からの支持を受けている実績があること。	—	—	—
		e a から d までの実績に準ずるものとして市長が適当と認める実績があること。	—	—	—
		イ 個人の県民税又は市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められている特定非営利活動法人で、市長が適当と認めたものであること。	—	—	—
運 営 要 件 ※3	(3) 運営組織及び経理が適切であること。	適合	適合	適合	
	(4) 事業活動の内容が適正であること。	適合	適合	適合	
	(5) 主たる事務所及び市内の事務所において書類を閲覧させること。	適合	適合	適合	
	(6) インターネットの利用により書類を公表すること。	適合	適合	適合	
	(7) 事業報告書等を所轄庁に提出していること。	適合	適合	適合	
	(8) 法令等又は法令等に基づい				

てする行政庁の処分に違反する事実等その他公益に反する事実がないこと。	適合	適合	適合
(9) 設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	—	—	—
(10) 実績判定期間において、(1)から(8)までに掲げる基準((2)イに掲げる基準並びに当該実績判定期間中に指定を受けていない期間が含まれる場合における当該期間の(5)及び(6)に掲げる基準を除く。)に適合していること。 ※4	適合 ※5	適合 ※5	適合 ※5

※1 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項第1号

※2 条例第4条第1項第2号

※3 条例第4条第1項第3号から第9号まで

※4 条例第4条第1項第10号

※5 条例第9条第2項に基づき「実績判定期間において、(1)及び(2)(イに掲げる基準を除く。)に適合していること」と読み替える。

相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例について  
相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市体育館に関する条例を廃止する等の条例  
(相模原市体育館に関する条例の廃止)

第1条 相模原市体育館に関する条例(昭和32年相模原市条例第29号)は、廃止する。

(相模原市体育館に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市体育館に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度における指定管理者の指定の特例)

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の体育館の指定管理者の指定については、第16条及び第17条の規定にかかわらず、市長は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び体育館の指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市立総合体育館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。

3 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模原市立総合体育館等指定管理者に対し、第17条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模原市立総合体育館等指定管理者を指定管理者として指定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布

の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前における第1条の規定による廃止前の相模原市体育館に関する条例別表に掲げる施設の利用に係る使用料の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。

#### 提案の理由

相模原市体育館を廃止するため、条例の廃止及び指定管理者の指定の特例に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

## 相模原市体育館に関する条例の廃止等の概要

### 1 廃止等の内容

#### (1) 条例の廃止(第1条関係)

相模原市体育館に関する条例(昭和32年相模原市条例第29号)を廃止するもの

#### (2) 指定管理者の指定の特例に係る規定の追加(第2条関係)

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の相模原市体育館の指定管理者の指定については、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館の指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市立総合体育館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができることとするもの

イ 相模原市立総合体育館等指定管理者を指定管理者として指定しようとするときは、条例に規定する指定の基準に適合していることを確認して指定することとするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和7年4月1日。ただし、1(2)に係る規定は、公布の日

#### (2) 経過措置

令和7年4月1日前における相模原市体育館の利用に係る使用料の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例によることとするもの

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市中央区富士見 1 丁目 2 番 1 5 号
設置年月日	昭和 3 3 年 1 月 1 日
構 造	鉄骨造平屋建(一部木造)
延べ床面積	1, 3 1 5 m <sup>2</sup>

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例  
相模原市立市民会館条例(昭和40年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(設置)

第2条 市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、相模原市民会館(以下「会館」という。)を相模原市中央区中央3丁目13番15号に設置する。

第3条第1項中「市民会館(以下「会館」という。)」を「会館」に改める。

第6条第2項中「相模原市民会館にあつては別表第1に、相模原南市民ホールにあつては別表第2」を「別表」に改める。

附則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度及び令和7年度における指定管理者の指定の特例)

- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間の相模原南市民ホールの指定管理者の指定については、第17条及び第18条の規定にかかわらず、市長は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市文化会館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができる。
- 4 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、相模原市文化会館等指定管理者に対し、第18条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して相模原市文化会館等指定管理者を指定

管理者として指定するものとする。

別表第 2 を削る。

別表第 1 中「相模原市民会館利用料金」を「会館利用料金」に改め、同表を別表とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における改正前の別表第 2 に定めるホール、楽屋及び器具等の利用に係る料金の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、市長が行うものとする。

#### 提案の理由

相模原南市民ホールを廃止するため、同施設に係る規定の削除及び指定管理者の指定の特例に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

## 相模原市立市民会館条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 相模原南市民ホールに係る規定の削除(第2条、第6条及び別表第2関係)

相模原南市民ホールに係る規定を削除するもの

#### (2) 指定管理者の指定の特例に係る規定の追加(附則関係)

ア 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間の相模原南市民ホールの指定管理者の指定については、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市文化会館、相模原南市民ホール及び相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの指定管理者として指定されたもの(以下「相模原市文化会館等指定管理者」という。)を指定管理者として指定することができることとするもの

イ 相模原市文化会館等指定管理者を指定管理者として指定しようとするときは、条例に規定する指定の基準に適合していることを確認して指定することとするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、1(2)に係る規定は、公布の日

#### (2) 経過措置

令和8年4月1日前における相模原南市民ホールの利用に係る料金の還付の取扱いについては、同日以後も、なお従前の例によることとし、その事務は、市長が行うこととするもの

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市南区相模大野5丁目31番1号(南区合同庁舎内)
設置年月日	昭和58年9月1日
構 造	鉄筋コンクリート造(南区合同庁舎(地上5階地下1階建)の一部)
延べ床面積	1,265.23㎡

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
相模原市国民健康保険条例(昭和 3 4 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように  
改正する。

第 4 条中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第  
1 9 2 号。以下「法」という。)第 1 1 条第 2 項に規定する協議会」に改める。

第 7 条第 1 項中「国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」とい  
う。)」を「法」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「及び第 2 8 条の 2」を「から第 2 8 条の 3 まで」に改める。

第 2 8 条の 3 第 1 項中「第 2 8 条の 3 に」を「第 2 8 条の 4 第 1 項に」に、「第  
2 8 条の 3 第 1 項」を「第 2 8 条の 4 第 1 項」に改め、同条を第 2 8 条の 4 とし、  
第 2 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第 2 8 条の 3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令(昭  
和 2 5 年政令第 2 4 5 号)第 5 6 条の 8 9 第 4 項第 1 号に規定する出産被保険者  
(以下「出産被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課  
する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額(当  
該被保険者均等割額について第 2 8 条に規定する金額を減額するものとした場合  
にあつては、その減額後の被保険者均等割額)から、次の各号に掲げる区分に応  
じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が地方  
税法第 7 0 3 条の 4 第 1 1 項、第 1 9 項及び第 2 7 項に定める額を超える場合に  
は、その額)とする。

(1) 出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 1 2  
条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出

産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

- (2) 出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第16条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第18条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第20条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該所得割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額
- (6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第22条の規定により算定した被保険者均等割額(第28条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該被保険者均等割額の算定に係る年度に属する月数を乗じて得た金額

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に出産被保険者がある場合には、当該納税義務者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。  
附則中第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の

1 条を加える。

(出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険税の減額に係る特例)

第16条 出産被保険者が18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合の令和5年度における第28条の3の規定の適用については、同条第1項第2号及び第4号中「第28条」とあるのは、「第28条及び附則第15条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額に係る規定及び出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険税の減額の特例に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市国民健康保険条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### (1) 出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の減額に係る規定の追加 (第28条の3関係)

ア 世帯内に出産被保険者(出産予定の被保険者又は出産した被保険者をいう。以下同じ。)がある場合には、当該世帯の納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(所得に応じた国民健康保険税の減額の適用を受ける場合には、その減額後の被保険者均等割額)から、当該出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額のそれぞれ12分の1の額に、産前産後期間(出産の予定日又は出産の日の属する月(以下「出産予定月」という。))の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間をいう。)のうち当該所得割額及び被保険者均等割額に係る年度に属する月数を乗じて得た額を減額するもの

イ 世帯内に出産被保険者がある場合には、当該世帯の納税義務者は、市長に届け出なければならないこととするもの

#### (2) 出産被保険者に係る令和5年度の国民健康保険税の減額の特例に係る規定の追加(附則第16条関係)

令和5年度において出産被保険者が18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合であって、当該出産被保険者に係る被保険者均等割額につき、所得及び年齢に応じた減額に係る規定の適用がある場合は、当該減額後の被保険者均等割額について(1)アに係る規定を適用することとするもの

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年1月1日

#### (2) 経過措置

1に係る規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及

び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするもの

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について  
相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例  
相模原市医療費助成条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「乳児」を「小児」に、「1 歳に達する日の属する月の末日」を「1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 この条例において「高校生等」とは、1 5 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までにある者をいう。

第 2 条第 6 項第 1 号中「乳児、小児又は特定対象児(次条第 1 項第 9 号に該当する者をいう。以下同じ。)」を「小児又は高校生等」に改め、同項第 2 号及び同条第 7 項中「乳児、小児又は特定対象児」を「小児又は高校生等」に改める。

第 3 条第 1 項第 7 号中「乳児」を「小児」に改め、同項第 8 号を次のように改める。

(8) 高校生等(第 1 号から第 6 号までに該当する者を除く。)

第 3 条第 1 項第 9 号を削る。

第 4 条第 2 項中「その小児等養育者」の次に「(小児等養育者が不在の同号に該当する者にあつては、その者)」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 1 5 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から同日の属する年の 7 月 3 1 日までの間 当該 4 月 1 日の属する年の前々年の所得

(2) 前号に掲げる期間の末日後の最初の 8 月 1 日から 1 年を経過する日までの間 当該 8 月 1 日の属する年の前年の所得

(3) 前号に掲げる期間の末日後の最初の 8 月 1 日から 1 年を経過する日までの間

当該8月1日の属する年の前年の所得

(4) 前号に掲げる期間の末日後の最初の8月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 当該8月1日の属する年の前年の所得

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条第2項中「第3条第1項第8号」を「第3条第1項第7号又は第8号」に改め、「の翌日」を削り、「4月1日から18歳に達する日の属する月の末日」を「3月31日」に、「(その者の)」を「及び同項第7号又は第8号に該当する対象者で、次の各号に掲げる区分に応じ、その」に改め、「小児等養育者」の次に「(小児等養育者がいない同号に該当する対象者にあつては、その者)」を加え、「前条第2項に規定する」を「当該各号に定める」に改め、「に限る。)」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 第3条第1項第7号に該当する対象者(12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。) 次に掲げる期間に応じ、それぞれに定める所得

ア 当該対象者が12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から同日の属する年の7月31日までにある間 当該4月1日の属する年の前々年の所得

イ 当該対象者がアに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

ウ 当該対象者がイに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から1年を経過する日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

エ 当該対象者がウに掲げる期間の末日後の最初の8月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある間 当該8月1日の属する年の前年の所得

(2) 第3条第1項第8号に該当する対象者 前条第2項各号に規定する当該対象者に係る期間に応じ、同項各号に定める所得

第5条第3項を削る。

第6条第1項中「から第9号まで」を「又は第8号」に改め、「小児等養育者」の次に「(小児等養育者がいない同号に該当する者にあつては、その者。同条において同じ。)」を加え、同条第2項ただし書を削る。

第8条第1項中「(特定対象児を除く。)」を削り、「同項第1号」を「第3条第

1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定(「同項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る。)及び附則第 7 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)の規定にかかわらず、施行日以後、新条例第 3 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当する者として、新条例の規定により医療費の助成を受けようとする者の新条例第 2 条第 6 項に規定する小児等養育者(以下この項において「小児等養育者」という。)(小児等養育者が不在の新条例第 3 条第 1 項第 8 号に該当する者にあつては、その者)は、市長に申請しなければならない。ただし、この条例の公布の日の属する月の翌月の初日から施行日の前日までの間のうち、全部又は一部の期間において、旧条例第 3 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当する者として、旧条例の規定による医療費の助成を受けている者は、この限りでない。

4 市長は、前項ただし書に規定する者について、同項本文の規定による申請があったものとみなし、新条例の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧条例第 3 条第 1 項第 8 号に該当する者(15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日の属する月の末日までにある者に限る。)として、旧条例の規定による医療費の助成を受けている者(施行日の前日が 16 歳から 18 歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日である者を除く。)が、施行日において新条例の規定を適用することとした場合、新条例第 4 条第 2 項の規定により医療費の助成の対象者とならないこととなるときは、同項の規定にかかわらず、施行日から 1 年を経過する日までの間(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に 18 歳に達する者にあつては、施行日から同日までの間。次項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、

当該各号に定める医療費の助成を受けることができる。

- ( 1 ) 施行日の前日において旧条例第 5 条第 1 項の規定による医療費の助成を受けている場合 新条例第 5 条第 1 項の規定による医療費の助成
  - ( 2 ) 施行日の前日において旧条例第 5 条第 2 項の規定による医療費の助成を受けている場合 新条例第 5 条第 2 項の規定による医療費の助成
- 6 施行日の前日において旧条例第 3 条第 1 項第 8 号に該当する者( 1 2 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 1 8 歳に達する日の属する月の末日までにある者に限る。 )として、旧条例第 5 条第 1 項の規定による医療費の助成を受けている者(施行日の前日が 1 3 歳から 1 8 歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日である者を除く。 )が、施行日において新条例の規定を適用することとした場合、新条例第 3 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に該当し、かつ、その医療費の助成の範囲が新条例第 5 条第 2 項に規定する範囲となるときは、その者の医療費の助成の範囲は、同項の規定にかかわらず、施行日から 1 年を経過する日までの間は、同条第 1 項に規定する範囲とするものとする。

(準備行為)

- 7 新条例の規定による医療費の助成に係る申請その他準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項及び別表第 2 第 3 項の表 2 の項中「第 9 号」を「第 8 号」に改める。

## 提案の理由

小児医療費助成事業における医療費助成の対象者を拡大するための定義及び対象者に係る規定、所得の制限に係る規定、助成の範囲に係る規定及び申請に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第129号関係資料

### 相模原市医療費助成条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### (1) 定義及び対象者に係る規定の改正(第2条及び第3条関係)

ア 小児の定義について、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者とするもの

イ 新たに、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を高校生等と定義し、医療費助成の対象者(以下「助成対象者」という。)に追加するもの

ウ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日の属する月の末日までにある者であって中学校等に在学している助成対象者及び入院の継続等により15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある助成対象者については、高校生等として助成対象者とするもの

##### (2) 所得の制限に係る規定の改正(第4条関係)

ア 助成対象者の小児等養育者の所得の額が一定額以上であるときに当該助成対象者を医療費助成の対象としないこととする制限(以下「所得制限」という。)について、15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を所得制限の対象としないこととするもの

イ 高校生等に対する医療費助成について、所得制限(小児等養育者がない場合にあっては、本人の所得による所得制限)を設けるもの

ウ 所得制限の有無を判定する所得について、高校生等となった最初の4月1日から7月31日までの期間については当該4月1日の属する年の前々年の所得とし、その後の期間については各年8月1日の属する年の前年の所得とするもの

##### (3) 助成の範囲に係る規定の改正(第5条関係)

高校生等に対する医療費助成の範囲は、医療費の自己負担分(以下「保険対象助成額」という。)のうち診療等1回につき500円を控除した額を対象とすることとするもの。ただし、次に掲げる医療費については、保険対象助成額全額を対象とすることとするもの

ア 助成対象者の小児等養育者(小児等養育者がいない場合にあっては、本人)が市町村民税を課されていないものである場合の医療費

イ 薬局における薬剤の支給及び入院に係る医療費

(4) 申請に係る規定の改正(第6条関係)

高校生等に小児等養育者がいない場合について、当該高校生等が医療費助成を受けるための申請をすることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年8月1日。ただし、(3)に係る規定については公布の日

(2) 経過措置

ア 改正後の相模原市医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和6年8月1日(以下「施行日」という。)以後に行われる診療等に係る医療費助成について適用し、施行日以前に行われた診療等に係る医療費助成については、なお従前の例によることとするもの

イ 改正前の相模原市医療費助成条例(以下「旧条例」という。)の規定にかかわらず、公布の日の属する月の翌月の初日から施行日の前日までの間のうち、全部又は一部の期間において、旧条例に基づく小児等を対象とした医療費助成を受けている者を除き、施行日以後、新条例に基づく小児又は高校生等として医療費助成を受けようとする者の小児等養育者は、申請をしなければならないこととするもの

ウ 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後に中学生である者として旧条例に基づく医療費助成を受けている者(7月に16歳から18歳までに達する日がある者を除く。)について、新条例に基づく所得制限により助成対象者とならないこととなる場合には、令和7年7月31日(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に18歳に達する者にあっては、同日。エにおいて同じ。)までの間、旧条例に基づく医療費助成の範囲と同じ範囲の新条例に基づく医療費助成を受けることができることとするもの

エ 12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある助成対象者であって、その医療費助成の範囲が保険対象助成額全額であるもの(7月に13歳から18歳までに達する日がある者を除く。)について、新条例に基づく医療費助成においてその医療費助成の範囲が保険対象助成額から診療等1回

につき500円を控除した範囲となる場合には、令和7年7月31日までの間、その医療費助成の範囲を保険対象助成額全額とするもの

(3) 準備行為

新条例の規定による医療費助成に係る申請その他準備行為は、施行日前においても行うことができることとするもの

相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例について  
相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月17日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市消防本部等設置条例の一部を改正する条例  
相模原市消防本部等設置条例(昭和39年相模原市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表津久井消防署の項中「相模原市緑区寸沢嵐574番地2」を  
「相模原市緑区寸沢嵐3455番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年2月5日から施行する。

提案の理由

津久井消防署の移転に伴い、位置を変更いたしたく提案するものである。

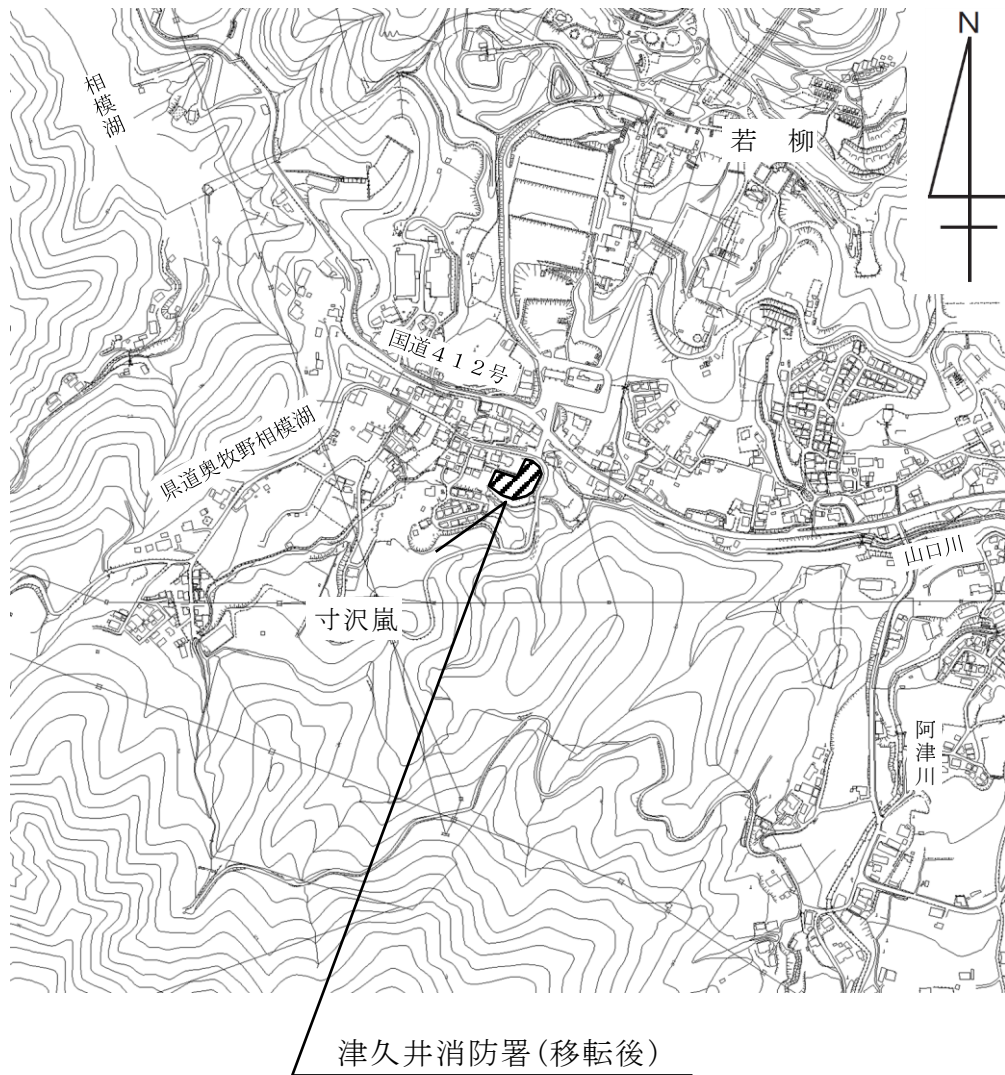
## 案内図



### 施設の概要(移転前)

位 置	相模原市緑区寸沢嵐574番地2
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
敷地面積	707.45 m <sup>2</sup>
延べ床面積	937.12 m <sup>2</sup>

# 案内図



## 施設の概要(移転後)

位 置	相模原市緑区寸沢嵐3455番地1
構 造	鉄筋コンクリート造4階建(一部鉄骨造)
敷地面積	3,269.16㎡
延べ床面積	2,866.38㎡ (車庫を含む。)

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例  
相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 2 号の表 8 の項中「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 0 条」に改める。

別表第 5 第 6 号の表 1 0 の項中「又は第 3 項」を「若しくは第 3 項又は同法第 3 9 条の 2 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 5 年政令第 2 7 6 号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 1 2 年政令第 1 6 号)の改正を踏まえた液化石油ガスに係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の事務に係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 相模原市手数料条例の改正の概要

### 1 改正の内容

液化石油ガスに係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の事務に係る手数料の規定の改正(別表第 5 関係)

認定高度保安実施者(高圧ガス保安法(昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号)の規定による高圧ガスの製造の許可を受けた者のうち同法の規定による高度な保安を確保することができる旨の経済産業大臣の認定を受けたものをいう。)が自ら行った同法の規定による変更の工事の完成検査に係る製造施設について、液化石油ガスに係る貯蔵施設又は特定供給設備として完成検査を行う場合の手数料を 5, 8 0 0 円に当該貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額とするもの

### 2 施行期日

公布の日